

中国人「慰安婦」一次訴訟一審判決別紙

事実関係に関する原告らの主張

(東京地裁2001年5月30日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

中国人「慰安婦」一次訴訟一審判決別紙

事実関係に関する原告らの主張

1 日本軍は、1931年のいわゆる満州事変を発端として、当時の中華民国本土への軍事的介入を開始し、1937年7月7日のいわゆる盧溝橋事件をきっかけに、中華民国政府と交戦状態となった。日本軍の北支那方面軍の第一軍と第五師団は、同年10月初めころ山西省に侵入し、同年11月8日に省都である太原を占領した後、敗戦に至るまで8年近く同地域の占領を続けた。

日本軍の北支那方面軍は、1941年から徹底した掃討、破壊、封鎖作戦を実施し、これらの作戦では、住民の大量虐殺、村落の焼き討ち、強姦等が至るところで行われた。住民殺戮等の残虐行為を作戦として何度も経験する中で、人間性を破壊された日本軍構成員らは、駐屯地近くに住む原告らを始めとする女性を強制的に連行し、いわゆる慰安婦にするという、非人道的な違法行為を行った。これらの行為は、日本軍の駐屯地内で上官の関与のもとに公然と行われていたものであり、日本軍当局も、兵士らの士気を高めるものとして容認していた。

2 原告らは、前記日本軍構成員らに暴力的に拉致され、日本軍の駐屯地等に監禁され、不特定多数の者から強姦を反復された。原告らは、いずれも拉致監禁や強姦の際に、日本軍構成員らによって暴力を振るわれ、その身体に傷害を受けて生涯消えない後遺症を負ったほか、長期にわたる監禁や性的虐待によって深刻な精神的打撃を受け、これにより、現在もなお後遺症である心的外傷ストレス障害（PTSD）に苦しんでいる。

原告らの被害事実についての詳細は、以下に述べるとおりであるが、本件各行為によって原告らが受けた被害は、いずれも甚大であり、その精神的苦痛に対する賠償額は、原告ら各自について、2000万円を下るものではない。

3 原告李■■■■の被害事実

(1) 日本軍に連行される前

原告李■■■■（以下「原告李」という。）は、1927年春に、山西省孟県八区李庄村（現在の山西省孟県西播郷李庄村）の農家に生まれ、父母と姉、兄と同居していた。

原告李のみならず、本件原告ら4名は全て、当時の中国の風習に従い幼少時に纏足をしたため、足の指はいずれも折り曲げられていて、歩行は困難であり、走ることは全くできない。

また、当時のこの地方の女性達に一般的なことであったが、原告らは全て、全く就学の機会がなかったため、字の読み書きをすることができない。

(2) 進圭村の駐屯地への拉致

原告李は、1942年ころ、以下に述べるとおり、日本軍兵士により進圭村の駐屯地に拉致され、監禁され、強姦された。

当時、原告李は15歳まで家の手伝いをして暮らしていた。姉は既に結婚し、両親と2つ年上の兄と原告李の4人で暮らしていた。原告李はまだ初潮を迎えておらず、もちろん結婚はしておらず、性体験はなかった。

原告李が15歳の秋のある日の夕方、原告李は家で母と2人でオンドルの上で布靴づくりをしていた。父と兄は外出していた。その時、カーキ色の制服を着て、鉄兜を首から下げ銃剣を持った4人の日本兵が入って来て、笑いながら何か言った。その言葉の中に「花姑娘」（かわいい子）という中国語が混じっており、原告李にはそれだけが聞き取れた。

日本兵は、オンドルの側に来て、原告李を引っ張って連れていこうとした。原告李を取り戻そうとした母は顔を殴られた。母も纏足していたため、たちまち倒れてしまった。原告李も母も泣き出すと、日本兵は原告李の口にハンカチのようなものを詰め込んだ。

原告李は外まで引っ張られ、ロバに乗せられて連行された。母親は原告

李を呼び続けたがなす術もなかった。日本兵4人のうち2人がロバの右側に、残りの2人が左側につき、原告李が逃げ出すことができないようにした。原告李は、手は両手をあわせて手首をひもでしばられ、口には布を詰め込まれたままロバに乗せられた。

(3) 駐屯地での監禁場所と状況

原告李は、進圭村に連行され、駐屯地内にあるヤオドン（岩山の横穴を利用した住居。転じて、横穴を穿ったものではなく、煉瓦や石を積み重ねて造った建物も指す。）に監禁された。

ヤオドンには床が張られておらず土がむき出しの状態であり、内部にはオンドルがあるのみで、オンドルには火が入っていなかった。原告李は、ヤオドンで2人の娘と一緒にになり、1人は侯冬蛾、もう1人は板先梅と名乗った。原告李ら3人はともども泣き、嘆きあった。板先梅は、進圭村出身と言っていたが、後に解放され、ついで侯冬蛾も解放されて、その後は原告李一人になった。

(4) 連行当日

進圭村に連行された当日、原告李は、ヤオドンから砲台に連れていかれ、砲台の中の部屋に入れられた。そこは清潔な部屋でベッドもあり、既に日本兵がいた。その日本兵は原告李の顔に接吻したり、体に触ったりした。日本兵は何か喋っていたが、原告李には分からなかった。日本兵は身振りで原告李に服を脱ぐように要求し、原告李は恐ろしさのあまり抵抗できず自分で脱いだ。日本兵も服を脱いだ。日本兵は、原告李をベッドの上に横にして、強姦した。原告李には全く性行為の経験がなかったため、陰部がとても痛く、大量に出血した。原告李は大変な怒りを覚えたが、泣くことしかできず、恐ろしくて眠れないままその夜を過ごした。

(5) 連行後の強姦

連行後から、強姦を繰り返される毎日が始まった。原告李は、砲台に連

れていかれて強姦されることもあれば、ヤオドンに日本兵が来て強姦されることもあった。砲台に連れて行かれるのは決まって夜で、ヤオドンでは昼も夜も強姦された。日本兵がいわゆる掃討作戦に出撃せず進圭村の駐屯地にいる時は、ほとんど毎日強姦された。1日何人くらいに強姦されたかは分からないが、1人が出ていったと思うと、すぐ次の者が来るということがよくあった。日本兵が掃討作戦に出て行き、進圭村の駐屯地にいない時だけは強姦されることがなかった。

生理のためか強姦による傷のためかは分からなかったが、原告李は、生理のように出血している時にも容赦なく強姦された。原告李は、日本軍構成員らによって拉致される前には性的経験を有していなかった上、毎日のように何人もの日本軍構成員らによって連続して強姦されたために、陰部の激しい痛みが継続していた。

(6) 監禁中の生活状況

原告李は、砲台に連れて行かれる時以外はヤオドンの中に監禁されていた。日本軍が居る時には、強姦に来る兵士の出入りがあり、ヤオドンに鍵が掛けられていなかったが、清郷隊（日本軍に協力する中国人民兵）が見張りをしていた。原告李は、トイレの時だけ外に出ることができ、見張られながら用を足した。トイレはヤオドンの庭の角にあり、石造りであった。日本軍が進圭村を掃討作戦で離れる時は、中国人の見張りも同行して行くので、原告李のヤオドンに鍵を掛けて出ていった。

原告李は、ヤオドン内に布団がなかったため、麻袋や藁のようなものでできた空の袋を布団代わりにしており、与えられた食事は劣悪で、雑糧（ジャガイモ、とうもろこし、粟など）ばかりであった。監禁された当初には、食事は1日に1回か2回与えられたが、その後見張りが原告李らに同情して、食事を3回与えるようになった。しかし、見張りが不在のときには、1日中全く食事を与えられないこともあった。

原告ら4名全てに共通していることであるが、監禁期間中、着替えは全く与えられず、身体を拭いたり洗うことはできなかった。洗面も毎日することは出来なかった。また、性病検査も身体検査も全く行われず、金銭や軍票など、種類を問わず金銭として使用できるものを、日本兵からも清郷隊からも、一度として受け取ったことはなかった。

(7) 暴行及び傷害

強姦に来る日本兵の中でひととき残酷な対応をしたのは、「赤ら顔隊長」と呼ばれていた人であった。赤ら顔隊長は、気が短く、すぐに怒り、強姦の時、原告李の腰の下に何かを入れて腰を高くするようなやり方をした。原告李が監禁され始めて5か月ほど経ったころ、赤ら顔隊長は原告李をヤオドン内で強姦しようとしたが、原告李は抵抗した。原告李は、その時、長く監禁され、逃げることもできない、死ぬこともできない、どうしようもない気持ちで今日はもう死んでもいいと思って抵抗した。

赤ら顔隊長は怒ってベルトで原告李の顔をたたき、その際、ベルトのバックルが原告李の右目に当たり、原告李の右目が見えなくなった。原告李は泣きながら庭に逃げだしたが、赤ら顔隊長は追ってきて、原告李の左腕を引っ張った。原告李は、その際非常に強い痛みがあったので骨が折れたと思ったが、その日は死ぬ気で抵抗しようと思っていたので、赤ら顔隊長の腕に噛みついた。赤ら顔隊長は一層怒り、原告李の左大腿部を軍靴で蹴り付け、原告李は倒れたが、赤ら顔隊長は付近にあったこん棒でさらに倒れた原告李を殴った。原告李は頭を叩かれた際に頭から大量に出血し、左目も見えなくなった。そして頭を殴られ意識が朦朧となり、何をどうされたかも分からない状況になったが、その後背中や脇腹などにも傷を負っていたことに気付いた。

赤ら顔隊長に大怪我を負わされた原告李は、見張りによって老夫婦の住んでいる進圭村の民家に運ばれた。

(8) 解放の経緯とその後の回復過程

原告李が進圭村の民家にいることが家族に伝わり、数日後に原告李の兄が迎えに来た。兄は、あまりに原告李の状態がひどいので、現地で籠を調達し、人を雇って、原告李を籠に入れて横たわらせてようやく家に運んだ。

家に帰った原告李は、母が亡くなっていることを知った。母は原告李を日本軍から取り戻すために親戚から借金をして、清郷隊を通じて日本軍に大量の銀貨を渡したが、原告李を取り戻せず、失望して首吊り自殺していたのであった。父も、衝撃と失意の中で惚けたような状態だった。

原告李は、家族の看病を受け、半年あまり寝たきりの生活を送った後によりやく起きられるようになったが、遅々として回復しなかった。

(9) 婚姻後の生活

原告李は、20歳になってようやく結婚したが、この時代のこの地域では晩婚であり、夫は10キロメートルほど離れた村の人だった。原告李は、近くの村の人には原告李が日本軍に受けた辱めを知られていたために、近くの村の人と結婚することができず、原告李は目も悪く体に傷があったため、夫は貧しかったが選択の余地はなかった。幸い夫はよい人で、娘3人、息子1人をもうけた。

原告李は、夫には日本軍に受けた辱めのことを恥ずかしくて言うことができず、子供にどうして目が悪いのか、どうして脚が悪いのかと聞かれた際にもはぐらかしていたが、夫には、本件訴訟の提起前に被害事実を伝えた。夫は共産党員であり、日本軍による蛮行を知っていたので、原告李を非難したりはせず、いたわってくれた。原告李は、現在は夫と2人で西煙鎮に住んでいるが、夫婦とも年を取っており働けないため、子どもたちの援助で生活している。

原告李の体には、深刻な後遺症が残っている。頭部には陥没した傷痕があり、現在も頭が痛く、緊張すると気分が悪くなる。左手首には傷跡があ

り、右手首より細くなっている上、左手は自由に動かない。また、左大腿部を負傷したために左臀部が右よりも小さく、足の長さも左脚の方が短くなっている。腹部左、背中にも傷跡があり、右目はベルトが当たって以来見えなくなり、若いころにはある程度見えていた左目も、今はほとんど見えなくなっている。高血圧症にも罹患し、健康状態は劣悪である。

4 原告劉■■■■の被害事実

(1) 日本軍による連行前の生活

原告劉■■■■（以下「原告劉」という。）は、旧暦の1927年5月29日、中国山西省孟県西蕃郷羊泉村で、農民である父母の下に生まれた。他に弟があつたが、幼少時に死亡した。原告劉は、一人っ子であり、両親に慈しまれ大切にされて成長した。

原告劉は、同じ村の女性たち同様、纏足をしていて走ることは全くできず、歩行も困難であり、就学の機会がなく文字の読み書きをすることができない。

(2) 拉致時の状況

原告劉は、1943年の春、父母と一緒に家にいたところ、林是徳と二小鬼、三小鬼という三人の漢奸（日本軍に協力して利権を得ていた中国人）と3人の武装した日本兵が突然に家に来て、村の会議をするから外に出て集まれと命じた。林是徳は、原告劉が動かなかつたので、原告劉の顔を殴って家の外に連れ出した。原告劉と両親が外に出ると、村の広場には多数の人が集められていた。林是徳らは、集まっている人々の中から原告劉の手を引っ張って連れ出そうとした。原告劉が逆らうと、林は原告劉を殴つたため、原告劉はやむなくこれに従つた。漢奸らと日本兵は、原告劉を村の外に出そうとしたので、原告劉は洞門のところで抵抗し、これに対して日本兵は、銃底で原告劉の左肩を強く殴りつけた。しかし、なおも原告劉が抵抗を止めなかつたので、日本兵は原告劉の首から紐を掛け、その

紐で後ろ手に両手を縛って、原告劉を取り囲んで押すような格好で歩かせた。原告劉は、このようにして進圭村の日本軍拠点に拉致された。

(3) 監禁 1 日目

原告劉は、進圭村の門からヤオドンの前の庭に連れて行かれ、そこには、他に 2 人の中国人女性がいた。日本兵の中で、村民から「ロバ隊長」とあだ名を付けられている兵隊が原告劉らのそばに近寄ってきて物色し、原告劉の前で「きれいだ。」と言って去って行った。

その後、原告劉は、1 人でヤオドンの部屋に入れられた。ヤオドンの中にはオンドル以外は何もなく、オンドルの上には麻袋の布だけが敷いてあった。ヤオドンの戸には鍵が掛けられ、原告劉は監禁された。しばらくすると、林是徳、二小鬼、三小鬼がヤオドンに入ってきて、林是徳は、原告劉に接近して、接吻したり胸を触ったりした上、ズボンを無理矢理脱がせようとした。林是徳は、原告劉が叫んだり泣いたりして暴れたので、原告劉の口に布を突っ込んで顔や手を押さえて抵抗を防ぎ、原告劉を強姦した。原告劉は、当時まだ初潮も迎えておらず、結婚歴も性交の経験もなく、陰部が痛み、出血した。原告劉が痛みをこらえていると、二小鬼と三小鬼が続けて強姦した。

その後、これらの 3 名が出ていくと、2 人の日本兵がヤオドンに入ってきて次々と原告劉を強姦し、その後に別の日本兵が入ってきて、さらに原告劉を強姦した。同日夕方には粟のお粥が差し入れられたが、原告劉は全く食べることはできなかった。

(4) ロバ隊長による強姦

林是徳は、原告劉が拉致された夜、進圭村の中にある砲台に原告劉を連れていき、砲台の中にあるロバ隊長の部屋に原告劉を入れて出ていった。ロバ隊長は、ベッドの上に寝ていて原告劉に対して手招きし、ベッドに来て服を脱げと命じた。ロバ隊長は、原告劉がこれに従わなかったため、原

告劉のいる場所に来て接吻し、上着のボタンを外し始めた。ロバ隊長は、原告劉が暴れて抵抗すると、枕の下から30から40センチメートルの長さのナイフを取り出して見せて原告劉を脅した。原告劉はこれを見て、恐ろしくてしばらく隊長の言うとおりにしたが、ベッドに上げられてからまた抵抗した。すると、ロバ隊長は窓の外を指さして日本兵がたくさんいるという仕草をし、原告劉の抵抗を防いで強姦した。ロバ隊長は、1回目の強姦が終わった後にベッドで休み、その後また原告劉を強姦し、翌日の朝までの間に、合計3回にわたって強姦した。

夜が明ける前に、林是徳がロバ隊長の部屋に来て、原告劉をヤオドンに連れ戻した。原告劉は、ヤオドンの中で再び林是徳に強姦された。

(5) 監禁

原告劉は、連行された際に殴られた左肩がひどく痛み、また、抵抗した際に殴られたり、蹴られたり、押さえつけられたりしたために体中が痛んだが、この体の傷もそのままに、日中は5人から8人に、夜はロバ隊長に強姦される日々が続いた。そして、このような監禁と強姦が約40日間にわたって続いた。

原告劉には、粟、トウモロコシ、ジャガイモの粥1椀が、1日2回与えられたのみであり、他には水もお湯も与えられなかった。用便は、1日1回から2回、見張りに連れられてヤオドンから出て外の便所ですることとされた。原告劉は、砲台の中のロバ隊長の部屋に連れて行かれる時と、用便の時だけヤオドンの外に出ることができたが、いずれの場合にも見張りが付いていたため、逃走することができなかった。

(6) 解放

原告劉は、約40日間にわたる強姦と監禁の結果、全身がむくみ、腰や全身の痛みで立つこともできず、トイレにも行くにも這っていくような状態になったため、原告劉を監視していた中国人が、見かねて進圭村の原告

劉の親族にこれを伝えた。原告劉の父親は、親族から金を集め、漢奸を通じて日本兵に差し出し、原告劉を帰らせてくれるよう懇願したが許されなかった。しかし、原告劉の父親は、原告劉の体が回復したら再び戻らせると約束して、ようやく原告劉を連れて帰ることができた。

原告劉は、日本軍の監禁から解放されたときには、歩くこともロバにまたがることもできず、ロバの背中にはいつくばって自宅に戻った。

(7) 解放後の生活

原告劉は、監禁からの解放後、近所の医師の診察と治療を受けたが、陰部からの出血が止まらず、子宮がびらんしていると診断された。

その後、日本兵は原告劉を再度連行しようとしたが、原告劉の父親が原告劉を縄で吊るして地下の倉庫にかくまったために、難を逃れた。原告劉の外傷は、解放後1年半後ころになって回復したが、左肩の負傷の後遺症により、左右の手の大きさ、長さ、肩幅、肩の厚みが違う状態が残り、左手で物を持つことができなくなった。

その後、原告劉は結婚したが、村の人々が前記のような原告劉の被害事実を知っていたため、年が非常に離れた再婚の男性と結婚せざるを得なかった。原告劉は、夫の農作業を手伝いたかったが、左手が使えず体が弱いため、軽作業しか行うことができなかった。原告劉は、幸いにして5人の子供を産んだ。4人の子どもは結婚して独立し、夫は亡くなったので、現在、原告劉は三男と同居している。

5 原告周■■■■の被害事実

(1) 日本軍による連行前の状況

原告周■■■■（以下「原告周」という。）は、1925年に生まれ、15歳で結婚し、山西省孟県李庄村で、夫とその家族と共に暮らしていた。

原告周は、主婦であると同時に18歳の時に共産党に入って、村の婦連（共産党に関係した地元の婦人組織）の主任として活動しており、集会の

日時を知らせ、学習会を開くなどしていた。

(2) 逮捕と拷問

密告者が、共産党や抗日組織の関係者の存在を日本軍に告げたために、1944年3月、八路軍に、日本兵が原告周らを捕えに来るという情報が入った。原告周ら十数人は、日本軍が来る前に村の外れの洞穴に隠れたが、村に来た日本軍と清郷隊とに発見され、洞穴から燻しだされて村の1軒の家の庭に連れて来られた。原告周らを捕まえたのは、日本軍と清郷隊とが半々の30名ほどの兵士であった。捕まった者のうち、女性は原告周1人で、その余は男性であった。日本兵に捕らえられた男性は、仰向けに寝かされて水を大量に飲まされるという水責めの拷問を受けた後、身体を縄で何重にも縛られた。

原告周は、銃床で左腕を強打され、後手に縛られてロバに乗せられた。原告周らは、日本軍と清郷隊に囲まれていたために逃げることもできず、ことに原告周は、纏足をされていたために、日本兵の囲みを破って逃げることは不可能であった。

(3) 監禁1日目

原告周が最終的に連行されたのは進圭村であり、夕刻、建物の小さな部屋に1人で入れられた。部屋にはオンドルがあり、その上にむしろが敷いてあったが、オンドルに火は入っておらず、布団など体の上に掛けるものは何もなかった。また、中国人の見張りが部屋の戸の外に付けられていた。

連行された当日の夜、原告周がその部屋のオンドルの上に居ると日本兵が入ってきて、原告周の横に刀を鞘から抜いて置いてから、原告周の穿いていたズボンを足首まで無理矢理下ろした。そして、日本兵もズボンを下ろしてのしかかってきて、原告周を強姦した。原告周を強姦した日本兵は間もなく出て行ったが、その直後に別の日本兵が入って来て、同様に原告周を強姦した。

その夜は、7名から8名の日本兵が次々とやって来て、原告周を強姦し、原告周はズボンを履く暇もなく、続けて強姦された。日本兵らは、いずれも、原告周の横に抜き身の刀を置いた後に強姦したため、原告周は、刀で殺されるかもしれないと思い、抵抗することができなかった。

(4) 監禁2日目以降

原告周は、連行された翌日以降も夜に日本兵らによって強姦され、監禁後3日目の明け方には、1人の日本兵に引き出され、少し離れた部屋まで連れて行かれた。その部屋のオンドルの上には何人もが横になっていたが、壁には日本兵の制服ではない服が掛かっている、薄暗い部屋の土間に敷かれていた毛布の上で、連れ出しに来た日本兵に強姦された。

監禁後3日目以外には、原告周が監禁されている部屋に日本兵が来て原告周を強姦し、夜になると、4名から7名の日本兵が次々に原告周を強姦する日々が続いた。

(5) 監禁後の拷問

監禁されてから数日たったある日の午前中には、原告周は、日本兵が約10名、清郷隊が6名から7名いる別の部屋に連れて行かれて拷問された。日本兵は、清郷隊の通訳を通じて「おまえは共産黨員か。婦連か。村に共産黨員はいるか。」等と尋ね、原告周が答えないと銃口で肩を強く押したり、腕を引っ張ったりした。原告周に暴力を振るったのは日本兵であった。その2、3日後の午前中にも、同じ部屋で同様に尋問された。

原告周は、最初に捕まった際に、同志から西煙鎮に連れて行かれて殺されると聞かされており、過去にも実際にそのようなことがあったため、拷問の最中にもその後にも、自分はもう生きては帰れない、残酷な方法で殺されるのだらうと覚悟していた。

(6) 解放

監禁後約6日が経過した日の午後、原告周は突然部屋から引き出され、

後手に縛られてロバに乗せられ、共に捕まった同志も繋がれた。同志が西煙鎮に連れて行かれると言ったため、原告周は殺されるのだと覚悟した。実際、原告周らは、多数の日本兵と清郷隊に囲まれて西煙鎮方面へ連行された。

ところが、途中の磬道村に差し掛かった際、原告周らは、日本軍を襲撃した八路軍によって救出された。八路軍は、銃殺するために連れ出された原告周らを救出するため、待ち伏せして奪還を図っていたのであった。原告周は、八路軍側の陣地に逃れ、九死に一生を得て、村に帰ることができた。

(7) 解放後の生活

家に戻った原告周を見て、夫や家族は生きて帰って来たことを喜び、夫は、辱めを受けてきた原告周を優しく迎えてくれた。村人らは、原告周がどのような目にあつたかを知っていたが、何も言わなかった。原告周は、自宅に戻って約1か月の間は寝たきりで身体を動かすことができず、陰部が痛み、排尿時の痛みもひどく、腰も重い状態が続いた。また、銃底で殴られた左腕は、その後も思うように動かず、現在も家事にも不自由する状態が続いている。

原告周は、監禁、拷問及び強姦後には夫と性交渉することがどうしてもできず、その結果、夫との間で子供を産むことができなかつた。原告周は、農村における働き手である子供を産むことができないため、自分自身を価値のない女だと思って苦悩した。また、解放後に身体が弱り活動ができなくなったため、婦連の主任を辞した。

原告周に優しく接していた夫は、その後身体を悪くして農作業を行うことができなくなり、ついに自殺してしまった。その後、原告周は、生活のために子供のある男性と再婚したが、その夫も既に亡くなり、現在は夫の連れ子である義理の娘の世話になっている。

原告周は、現在も日本兵から受けた強姦、暴行、監禁中の恐怖感等を繰り返し思い出し、その結果として眠れず、頭痛を感じている。思い出したくないと思っても思い出し、思い出すと自分の気持ちを抑えることができなくなり、落ち着かず、冷汗が出て、物音にびくつき、通常ならできることも急にできなくなることがある。原告周は、拉致、拷問及び強姦後には、何事にも関心が持てず、熱心になれず、気持ちが虚ろになり、現在においても夢にうなされ、思い出したくないことを思い出し、その度に恐怖にさらされる日々を送っている。

6 原告陳■■■■の被害事実

(1) 日本軍による連行前の生活

原告陳■■■■（以下「原告陳」という。）は、1923年、山西省孟県西藩郷侯庄村で生まれた。家族は父母、兄3人、姉と原告陳であった。2番目の兄は幼いときになくなり、姉は進圭村に嫁ぎ、長兄は八路軍に加わった。

原告陳は、15才の時に当時18才であった夫と結婚し、羊泉村で夫と夫の両親と一緒に住んでいた。結婚から約2年後には夫も八路軍に身を投じた。夫は、八路軍の任務で家を空けるようになり、原告陳は夫とその両親との3人で生活していた。

(2) 拉致時の状況

1943年の原告陳が21才のころ、原告陳が旧暦7月ころの正午前、羊泉村にある嫁ぎ先の家の近くにある川で洗濯をしているとき、同じ村人に、村の会議があるから来るようにと呼ばれた。村には、日本軍と清郷隊の者が50名ほど集合していた。

原告陳は、日本軍兵士に銃を突きつけられて囲まれ、言われるままにロバに乗せられて、行き先を告げられずに連行された。日本軍兵士らは、原告陳をまず李庄村の民家に連れて行った。その民家の中には、既にもう1

人、原告陳より少し年上の女性である侯■■■■が捕らえられて監禁されていた。

(3) 拉致後の拷問

侯と原告陳は、李庄村から進圭村の日本軍拠点に連行された。進圭村では、維持会（日本軍に協力する村の組織）が使用している建物の庭に連れて行かれ、ベンチ様のものに座らされ、原告陳らを連行した日本軍兵士と清郷隊の人々に取り囲まれた。原告陳は、そこで日本兵と清郷隊から、「お前の夫は八路軍だろう。夫の居場所を吐け。夫を出せ。」と詰問された。原告陳は、「夫はもう死んでしまっていない。」と答えた。日本兵は、原告陳の顔を殴り、肩を突き、右太腿を銃底で殴った。原告陳は、1回2回と殴られても「夫は死んだ。」と言いつづけたが、日本兵と清郷隊は、「お前は八路軍の女房だろう。」と言って原告陳を更に殴った。原告陳は、3回目に殴られた際に椅子から転げ落ちて右足を骨折し、右太腿を殴られた際には右手で右太腿をかばったため、右手の骨が甲のところで折れ、人差し指、中指、薬指の3本の指が動かなくなった。侯は、親族に八路軍の者がいなかったため、拷問されることはなかった。

(4) 監禁

日本軍兵士は、原告陳が椅子から転げ落ちて動けなくなった後、さらに1度原告陳の頬を殴打したが、それで拷問を止め、原告陳を担いで約半里離れたヤオドンの1室に運び込んだ。ヤオドンの中にはオンドルはなく、下は土間で、藁状のものが敷いてあるだけであり、布団類はなかった。戸には鍵がかけてあり、中庭では見張りが行ったり来たりしていた。原告陳がその部屋に運び込まれた際に一緒に連れて来られた侯冬娥は、隣の正面左側の部屋に入れられた。

原告陳がその部屋に入れられて間もなく、侯が原告陳の部屋に来た。原告陳の怪我が余りにひどかったので、侯は見張りに頼んで原告陳の様子を

見るためにやってきたのであった。原告陳は、足の痛みで座ることもできずに横たわっており、夕方に食物が差し入れられたが、食べる気力もなかった。

連行された当日の夜、明かりがなく暗い原告陳の部屋に、何名かの日本兵が入って来て、原告陳には理解できない言葉で何かを話して、侯冬娥の腕を引っ張って部屋の外に連れて行った。そして、1人の日本兵が原告陳のズボンを無理矢理脱がした。原告陳は身動きもできず横たわっている状態であったため、抵抗のしようもなく日本兵に強姦された。原告陳は、右足や右手の痛みを有していた上に強姦されたため気が遠くなり、その後に何名の日本兵がやって来たかも分からなくなった。

監禁2日目以後も、侯は、日本兵に連れて行かれる時以外は、同じ部屋で原告陳の面倒を見た。原告陳は、横になったままで食事を摂ることができなかったので、侯は、水をもたらってきて原告陳に水を飲ませた。監禁された最初の日には、侯が原告陳を助けて洗面器のようなものに排尿させたが、次の日からは原告陳を抱き起こしてトイレまで連れて行った。

監禁2日目以後も、日本兵は強姦の目的で原告陳の部屋に来た。日本兵が来る足音がすると、原告陳は気が遠くなり体がこわばった。原告陳は、足が腫れて体の状態がさらに悪くなり、自分は死ぬのだと思った。監禁2日目から3日目になると、原告陳は意識がもうろうとなり、日本兵に強姦されている時に本当に気を失った。しかし、日本兵は昼も夜も来て、コンドームを持参して使用し、時折洗浄液を作って原告陳に対して陰部を洗えと命じた。原告陳は、監禁初日に日本兵にズボンを脱がされてから家に戻ってしばらくするまで、足が腫れていたためにズボンを穿くことができなかったため、寝ている時には上衣を脱いで腹から下に掛けており、トイレには片足だけ腰まで上げて行った。

原告陳の足の怪我はしばらくの間放置されたが、清郷隊の中国人が見か

ねて、原告陳に対し、進圭村に知り合いはいないかと尋ねてくれた。原告陳は進圭村に嫁いできていた原告陳の姉の夫に連絡してもらったところ、その義兄は4, 5日後に来て、原告陳の太股に添え木をして布で巻き、右手の3本の指を布で固定した。

原告陳は20日間ほど監禁され、夜昼なく日本兵に強姦された。監禁6日目ころからは、陰部から出血するようになったが、その後も出血は続き、時々洗っても止まらず、腹部下部がむくんできた。そして、監禁後20日近くなると、原告陳は人が呼んでも反応しない状態になった。

(5) 解放

原告陳は、監禁後約20日して解放された。進圭村に嫁いだ姉の夫が原告陳の様子を原告陳の兄に知らせ、兄と義理の兄が什器備品を売ったり他人から金を借りたりして、原告らの生活からすれば膨大な量の白銀と羊を清郷隊を通して日本軍に渡した。そして、原告陳の兄が原告陳を迎えに来て、原告陳をロバに乗せて実家に戻った。

(6) 解放後の生活

監禁された約20日間余りの間続いた出来事は、原告陳にとって思い出すのも辛い事柄で、現在もいっそあのとき死んでいた方がましだったと思うこともある。原告陳は、解放された後にも陰部からの出血が3年ほど続いた。

原告陳は、家に帰ってからしばらくの間意識不明の状態で全く起きることができず、体は衰弱しきっていた。体の衰弱はその後多少は回復したが、時々頭がぼんやりしてきて訳が分からなくなることが頻繁にあった。

原告陳は、接骨医による脚の治療を受けたが、1か月ほどの間は足が腫れてズボンを穿くことができなかった。原告陳の足は元には戻らず、現在も右太腿に折れた骨の突出した部分が残っている。原告陳は、この後遺症により現在も杖をつかないと歩くことができない。

原告陳は、就寝時に日本兵が入ってくる夢を見て突然起きあがり、「来た、来た。」と叫んで母や姉を驚かせることがしばしばであった。また「走って逃げよう。」と叫んで、自分で目を覚ますことも繰り返しあった。原告陳は、走って逃げ、脚が動かなくなって日本軍から捕まえられる夢を拉致後50年以上経過した現在においても繰り返し見る。

原告陳は、日本軍の拠点から兄に迎えられて帰った後、一旦実家に戻った。その半年後ころ、軽い家事ができるようになったが、その他の仕事をすることはできず、食欲がなくて食事を食べられない状態が続いた。

原告陳は、日本軍から解放されて半年ほど経ってから嫁ぎ先に戻ったが、姑は、「お前は日本軍に汚された。お前は要らない。実家に帰れ。」と言って原告陳を迎え入れなかったもので、原告陳は泣く泣く実家に帰り、夫が八路軍から退役して戻ってくるまでの間実家で生活していた。

原告陳の夫は、夫が25才のときに軍隊から戻って来たが、「自分が八路軍兵士であったせいで原告陳がこういう目に遭ったのだ。」と舅姑にはっきりと言い、「自分のせいで妻がひどい目にあったのに、妻に対して家には要らないと言うとは、自分の親ながら情けない。妻を家に入れないなら私も家に戻らない。」と舅姑に告げて、長男であったにもかかわらず原告陳の実家で一緒に生活することになった。夫と原告陳とは、実家に2年間一緒に住み、その後羊泉村に戻ったが、嫁ぎ先には同居せずその近くで別の家を借りた。そして、夫が27才、原告陳が25才のときに長男が生まれ、その後全部で男子4人、女子2人の子供をもうけた。

原告陳の支えだった夫は、1999年に亡くなった。原告陳は夫を亡くした失意の中で、持病の肺気腫が一層悪化している。

以上

[→HOME](#)